

# 「町田市文化芸術プロモーション」情報掲載ガイドライン

2022年1月4日

町田市文化スポーツ振興部文化振興課

「町田市文化芸術プロモーション」運用方針（以下、「運用方針」という。）に基づき、次のとおり情報掲載ガイドラインを定める。

## 第1 情報掲載の対象

「町田市文化芸術プロモーション」に掲載する対象事業及び活動は、以下（ア）及び（イ）に該当するものとする。

### （ア）事業及び活動の対象分野

次のいずれかに該当すること。

#### ① 文化芸術・芸能

- 文化芸術基本法に規定する次の分野  
文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踏、メディア芸術、伝統芸能、芸能、地域の文化芸術 等
- 工芸、クラフト、デザイン等

#### ② 町田市にかかわる歴史と生活

- 町田市域及びその周辺の歴史、風土等の探究・探訪
- 町田生まれの生活文化、伝承、風習等

#### ③ 新しく多様な取組

- ストリートカルチャー（ダンス、パフォーマンス、大道芸、パレード等）
- コミュニティアート（アートを媒介としてコミュニティの課題を解決する活動）
- その他、新しい文化芸術の創造につながる表現や活動

### （イ）事業及び活動の要素

次の要素が1つ以上含まれていること。

#### ① 文化の概念を広げる

（新たなジャンルに挑戦・つながること、親しむ機会の拡充となること）

<例>

- 多様性にあふれる文化とふれあう機会の創出
- 文化への参加・体験をきっかけにした参加人口の拡大
- 協働による参加・体験機会の拡充
- スポーツなど異なる領域と文化との連携による新たな視点の取り組み
- 伝統文化と新しい文化の融合
- 文化によるにぎわい創出に寄与する環境づくり

## ② 感性を育てる

(子どもたちの創造性をはぐくむこと、若手アーティストを育てること)

<例>

- 文化との出会いをとおして、子どもたちの価値観を広げる取り組み
- 子どもたちが自ら考え発見し、創るよろこびを体感する機会の提供
- 創作や発表の場など、創造性を発揮する機会の提供
- 文化芸術を発展させる専門的人材の育成
- ボランティアなど多様な人材の活用に向けたつながりづくり

## ③ 人とつながる

(新たなつながりが次の創造を生むこと)

<例>

- 市内の学校、その他の組織や団体の連携・協働による新しい文化活動
- 連携・協働により文化創造を行う取り組みや仕組みづくり
- 市民と芸術家やクリエイターとの連携・協働
- 商店街や地域の市民活動の連携による地域の文化資産の活用

## ④ 地域の課題を解決

(文化のチカラで、地域の課題を解決すること)

<例>

- 文化活動をとおしたにぎわいや地域の活力の創造

## ⑤ 町田発の文化を発信

(身近な文化や町田発の新たな文化を発信すること)

<例>

- 身近な文化や町田発の新たな文化についての情報の発信
- 多くの人々が親しみやすい効果的な発信手段の活用
- 中心市街地での多様な文化活動による認知や参加意識の向上
- 文化活動の記録づくりと発信

## ⑥ 海外との交流

(海外との交流のきっかけとなること)

<例>

- ホストタウン相手国、その他の外国の多様な文化の紹介や参加・体験
- ホストタウン相手国や海外からの来訪者との文化交流
- 市内在住の外国人や留学生等との連携による各国文化の体験・交流

## ⑦ 多様な人々の交流

(多様な人々が交流する機会となること)

<例>

- 活動のプロセスをとおした多様な人々との交流や新しい価値観との出会い
- 文化をとおした子ども、高齢者、障がい者、外国人等様々な人々の交流
- 異文化への理解や、価値観を拓げてくれるような作品との出会いの創出

## 第2 掲載の対象としない事業及び活動

次に該当する事業及び活動の情報は「町田市文化芸術プロモーション」に掲載しない。また、すでに掲載した情報にかかる事業及び活動が次に該当すると判明した場合は、直ちにその情報を削除する。

- ① 法令及び公序良俗に反するおそれのあるもの
- ② 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条に掲げる風俗営業に関するもの
- ③ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団の利益につながるもの
- ④ 政治又は宗教に関するもの（第 1③の伝統芸能に該当するものを除く）
- ⑤ 法令の規定に違反するおそれのあるもの
- ⑥ 営利を主たる目的とするもの
- ⑦ 参加対象が特定の集団に限られているもの（例：〇〇小学校へのアウトリーチ事業）
- ⑧ 撮影されるものの同意のない写真、映像
- ⑨ 町田市の信用、名誉を損なうおそれのある虚偽の内容
- ⑩ 第三者の著作権その他の権利を侵害する内容
- ⑪ 第三者を誹謗、中傷したり、差別につながる内容
- ⑫ その他、文化振興課長が「町田市文化芸術プロモーション」の趣旨に合わず掲載することが適当でないと認めるもの

## 第3 掲載方法

情報掲載を希望する場合は、「投稿依頼フォーム」と関係書類を文化振興課に提出する。ただし、運用方針第 3 1 町田市等が主催する事業に該当する事業については、申請を省略することができる。

この基準は、2022年1月4日から適用する。